

訪問看護サービスの契約内容と
サービス内容のご案内
(重要事項説明書)

福岡県指定 第 4060790005 号

訪問看護ステーション「こが」

福岡県古賀市庄 205 番地
古賀市保健福祉総合センター内
TEL 092-942-0377
TEL 092-942-0411
FAX 092-942-0412

訪問看護重要事項説明

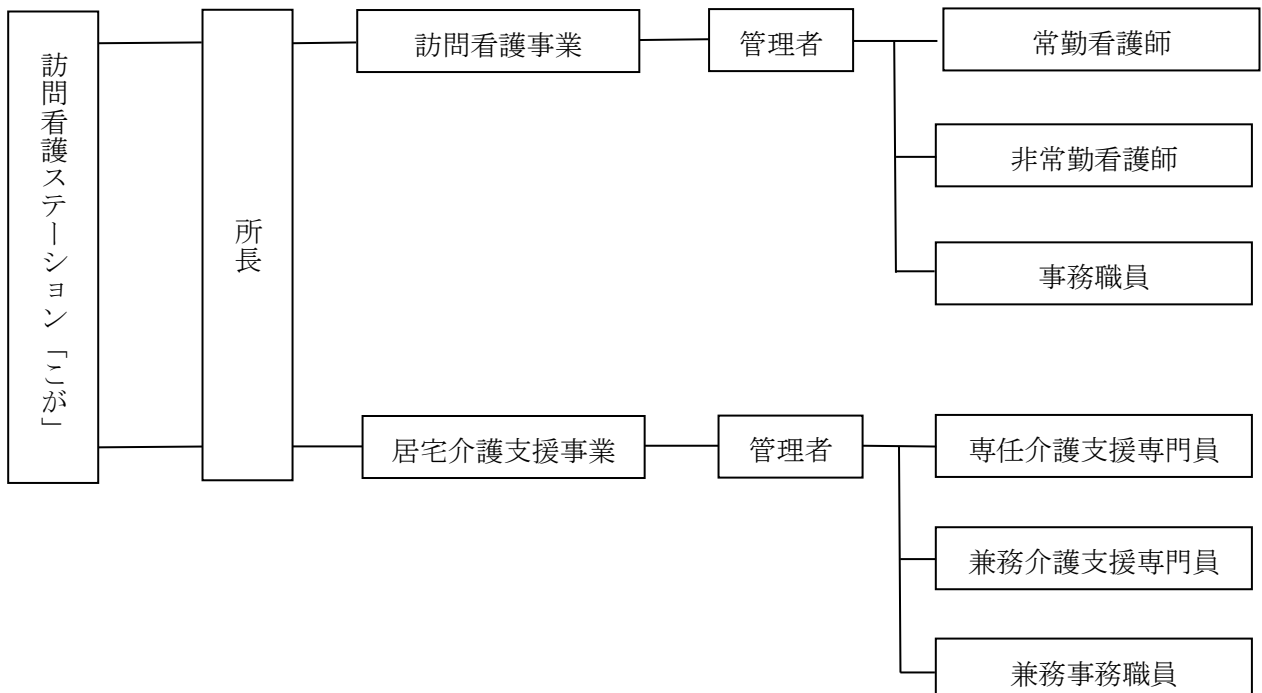
サービス内容のご案内

1. 事業者について

名 称	福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」	指定番号	福岡県知事指定 第 4060790005 号
住 所	福岡県古賀市庄 205 番地 古賀市保健福祉総合センター内		
電 話	092-942-0377 092-942-0411	F A X	092-942-0412
営業日 営業時間	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、12月29日～1月3日、8月13日～15日は休み） 午前9時～午後5時まで ※緊急連絡は24時間可		
事業地域	古賀市、新宮町、福津市、福岡市東区、宗像市		
事業経歴	平成 9 年 3 月 福岡県知事指定による訪問看護事業開始 平成 18 年 4 月 福岡県知事指定による介護予防訪問看護事業開始 平成 11 年 10 月 福岡県知事による居宅介護支援事業指定		
事業計画 財務内容	事業計画・財務内容につきましては、福岡県看護協会のホームページにて閲覧可能です。		

2. 職員体制など

令和7年7月1日現在



業務		資格	常勤	非常勤	合計
管理者	訪問看護事業	看護師	1名		2名
	居宅介護支援事業	主任ケアマネジャー	1名		
訪問看護		看護師 理学療法士 作業療法士	4名 1名 1名	3名	9名
居宅介護支援		介護支援専門員 (ケアマネジャー)	専従3名 兼務3名	兼務2名	8名
事務職員			1名	1名	2名

- ・ 管理者は事務所の職員の管理、訪問看護事業の調整等の統括を行います。
- ・ 看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明します。看護師は、指定訪問看護の提供に当たります。
- ・ 事務職員は訪問看護に関わる請求、経理及び統計等の一般的な事務を行います。

3. 連携機関

訪問看護ステーション「こが」は、病院、診療所、介護保健施設、役所、保健所、各サービス事業所と連携をはかりながら事業を行っています。

4. 訪問看護ステーション「こが」の事業目的

公益社団法人 福岡県看護協会が開設する福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」(以下「ステーション」という。)が行う介護保険法、老人保険法及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとします。

この事業は、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師」という。)が介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者は疾病、負傷などにより、居宅において、継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師(以下「主治医」という。)が、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします

5. 訪問看護ステーションの運営方針

- ・ 事業にあたる看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活ができるように適切な事業の提供を行います。
- ・ 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、事業の提供方法について理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行います。
- ・ 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

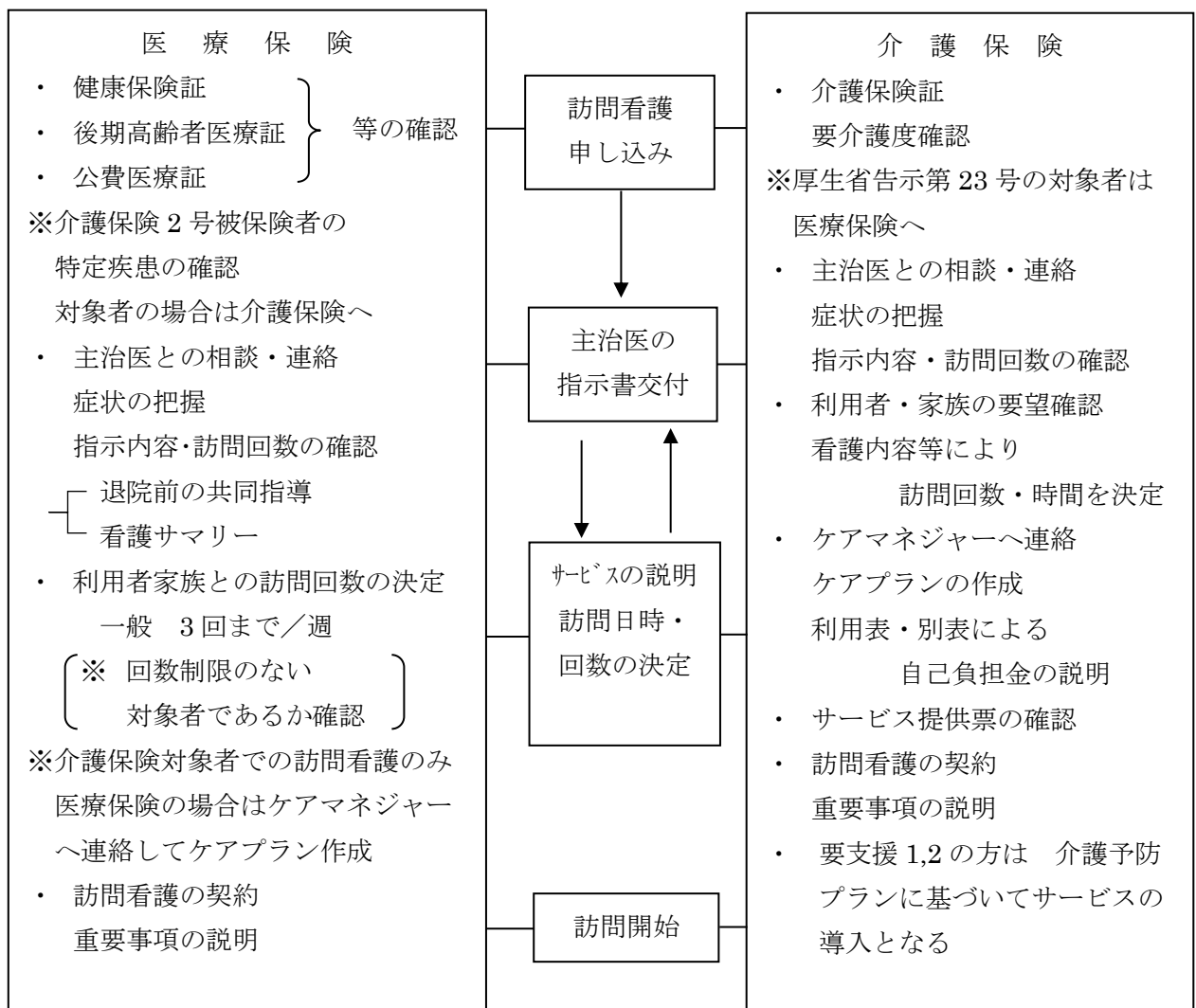
6. 学生実習について

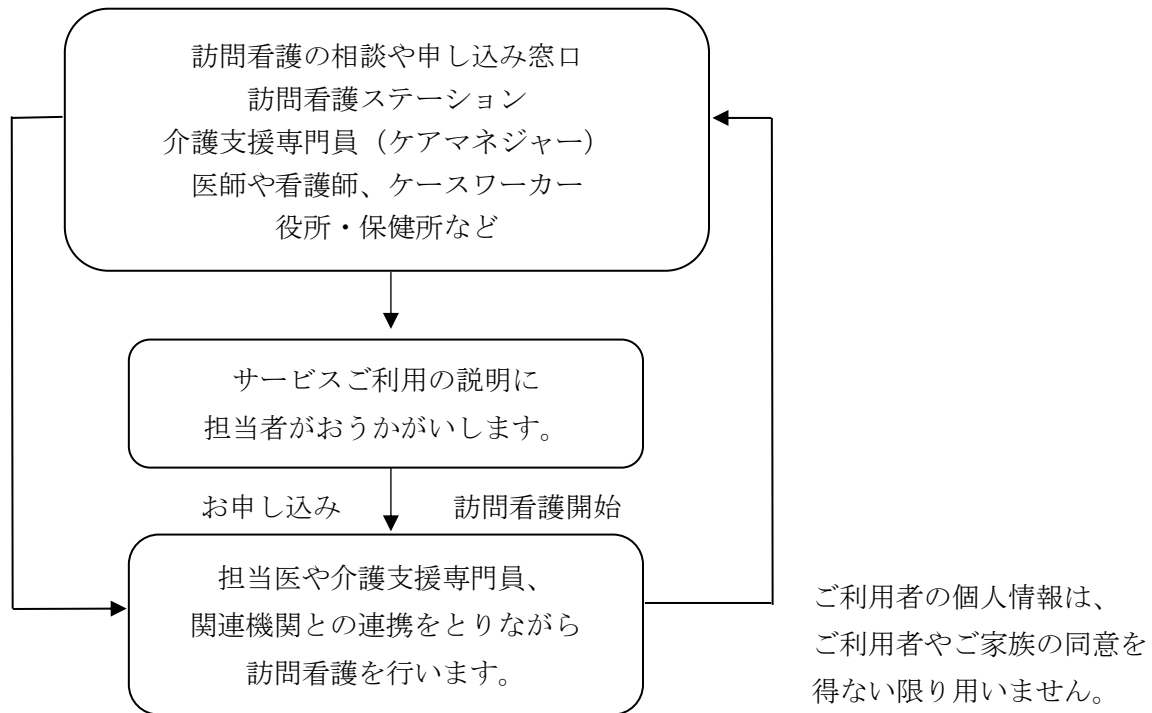
私達の将来のケアを担う看護学生の「在宅看護論」の実習が必須カリキュラムとなっております。学生は自宅で療養されている方のお宅にお伺いし、病院との看護の違いや訪問看護師の役割、居宅介護支援専門員の役割等を学んでいきます。実習期間は学校によって異なりますが、学生 1人が約1～2週間で、その間に何日か続けて訪問する場合があります。

当事業所では看護協会の機関として、可能な限り学生実習を受け入れていますので、学生の訪問同行に何卒ご理解を頂き、ご協力をお願い致します。

尚、実習に関しての守秘義務は職員と同様に誓約書を書き、遵守します。また、同行にあたりましては事故がないように担当職員が配慮致します。

7. 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで





8. 訪問看護サービスの内容

- 身体状況や病状の観察、健康管理
- 栄養、清潔、排泄のお世話
- 機能訓練などのリハビリテーション
- 認知症の方への看護
- 精神疾患の方への看護
- 福祉用具や住宅改修のアドバイス
- 在宅療養に関するご相談や助言
- 医療処置や医療機器の管理（主治医の指示がある場合）等

9. 営業日時のご案内

営業日：月曜から土曜まで

休日：日・祝祭日

年未年始（12/29～1/3）

お盆（8/13～8/15）

営業時間：午前9時から午後5時まで

当ステーションは、年間を通して
24時間いつでも連絡がとれる体制を
設けています。

10. 緊急時の対応について

看護師は利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

営業中

夜間・休日 ①092-942-0377

(24時間対応) ②080-1541-0084

緊急時・夜間・休日は
当番の看護師が対応します

11. 事故発生時の対応について

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しています。（別紙）

1 2. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止措置及び身体的拘束等の適正化のための次の措置を講ずるものとしします。

虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業者への結果の周知を図ります

従業者に虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に対する定期的な研修の実施します
上記措置を適切に行うための担当者を配置します

担当者：(所長 吉田由美子、看護師 栗原緑)

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合速やかに、これを地域包括支援センターや市町村相談窓口に通報するものとしします。(092-942-1156 古賀市基幹型包括支援センター、092-942-1156 古賀市子育て支援課子ども家庭係他)

1 3. 衛生管理等

- ・看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 4. (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

◆◇訪問看護ステーションからのお願い◇◆

利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

- **職員に対する金品等の心付けはお断りしています。**
職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受けとる事も事業所として禁止しております。
- 台風や地震等自然災害・職員の急病により、訪問ができないことがあります。
- **ペットをゲージへ入れる・リードにつなぐ等の協力をお願いします。**
大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。
職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- **暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。**
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- **感染防護策としてお願いします。**
感染防護策として、訪問時のマスク着用、感染者への訪問時は感染防護具を着用の上、訪問することとなります。
- 甚大な被害の災害が起こったとき、事業所、職員が被害を被ったり、感染拡大により多くの職員が感染した場合、職員の事故や、急病等により訪問が出来ない事があります。

<契約を解除する場合の具体例の記載>

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシュアルハラスメント

- ・職員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為 など

1 2. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」
申請するサービスの種類	訪問看護、介護予防訪問看護

措 置 の 概 要			
<p>1. 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</p> <p>相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。</p> <p>営業日、営業時間以外についても、転送電話・留守番電話で対応し、後日速やかに対応する。</p> <p>電 話 番 号：092-942-0377 FAX：092-942-0412</p> <p>相談担当者：中橋 道子（または管理者 吉田 由美子）</p>			
<p>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <p>①苦情があった場合は直ちに相談担当者（または管理者）が、本人または家族に連絡をとり、詳しく事情を聴くとともに担当者からも事情を確認する。</p> <p>②管理者が必要であると判断した場合は、処理結果まで含めて検討会議を行う。 （検討会議を行わない場合も必ず処理結果まで報告する）</p> <p>③検討の結果、必ず翌月までに具体的な対応をする。（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）</p> <p>④記録を台帳に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。</p>			
<p>3. その他参考事項</p> <p>普段から苦情がでないよう、利用者の立場に立ったサービス提供を心がける。</p> <p>①毎日朝礼で重要伝達事項の確認を行う。</p> <p>②従業者の資質の向上においては、研修機会を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規従業者においては、1ヵ月間以上の研修期間を設け、十分な知識・技能を身につけたうえで利用者に対応する。 ・全従業者を対象に、職場研修を年1～2回行う。 			
4. 公的機関の相談窓口			
	住所	TEL	FAX
古賀市基幹型地域包括支援センター 古賀市福祉課 福祉相談係	古賀市庄 205 番地	092-942-1156	092-942-1154
古賀市健康介護課介護保険係	古賀市庄 205 番地	092-942-1144	092-410-1577
古賀市第1包括支援センター	古賀市鹿部 482 番地	092-410-1355	092-410-1577
古賀市第2包括支援センター	古賀市千鳥 3 丁目 3 番 1 号	092-410-7331	092-410-7370
古賀市第3包括支援センター	古賀市青柳 2886 番地 4	092-692-5541	092-692-5220
新宮町 健康福祉課	糟屋郡新宮町緑ヶ丘 4-3-1	092-710-8286	092-710-8287

新宮町 地域包括支援センター	糟屋郡新宮町緑ヶ丘 4-3-1	092-963-0663	092-710-8287
福岡県介護保険広域連合粕屋支部 地域包括支援センター	糟屋郡久山町大字久原 3168-1 糟屋医師会広域施設 3F	092-652-3111	092-652-3106
福津市 高齢者サービス課高齢者福祉係	福津市中央 1-1-1	0940-43-8298	0940-34-3881
福津市 地域包括支援センター	福津市手光南 2-1-1(ふくとびあ 1F)	0940-43-0787	0940-43-3481
宗像市 健康福祉部 介護保険課	宗像市東郷 1-1-1	0940-36-4877	0940-36-2410
宗像市 地域包括支援センター	宗像市東郷 1-1-1	0940-36-1285	0940-36-2410
福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	福岡市博多区吉塚本町 13-47	092-642-7859	092-642-7857
東区役所 地域保健福祉課	福岡市東区箱崎 2丁目 54-27	092-645-1087	092-631-2295
東第1 地域包括支援センター	福岡市東区奈多 1-11-25 (奈多パピオン)	092-608-4633	092-608-4638
東第2 地域包括支援センター	福岡市東区和白丘 1-22-17 (蒲池ビル)	092-605-5411	092-605-5412
東第3 地域包括支援センター	福岡市東区香椎駅前 2-14-2 (浜男ビル)	092-673-3088	092-673-3097
東第4 地域包括支援センター	福岡市東区千早 1-25-14	092-663-5711	092-663-5731
東第5 地域包括支援センター	福岡市東区舞松原 1-11-7	092-665-5011	092-665-5012
東第6 地域包括支援センター	福岡市土井 1-21-4	092-691-8322	092-691-8324
東第7 地域包括支援センター	福岡市東区名島 3-4-5	092-661-3200	092-661-3222
東第8 地域包括支援センター	福岡市東箱崎 3-1-5 (ウエストサイド箱崎)	092-631-3011	092-631-3018

13. 利用料

利用料金表

項目	介護保険		医療保険	
	法定代理受領サービス	法定代理受領サービス以外(償還払い分)	後期高齢	健康保険
利用負担金 (基本利用料金)	介護報酬 告示上の 額の1～3割	介護報酬 告示上の額	訪問看護療養費の 一般の方(1割) 一定以上の所得の方 (3割)	訪問看護療養費の 義務教育就学前の方 (2割) 義務教育就学後～69歳 の方(3割) 70～74歳の方(2割) (一定以上 所得者は3割)
交通費	なし		事業実施区域内 事業実施区域外	なし なし
規定時間超過の 訪問看護料	徴収できない (ケアプランの範囲内)		1,800円/30分毎	
業務時間外の 訪問看護料	徴収できない (ケアプランの範囲内)		4,000円/30分毎	
営業日以外の 訪問看護料	徴収できない (ケアプランの範囲内)		4,000円/30分毎	
死後の処置料	徴収できない		10,000円	
日常生活に 必要な物品費	徴収できない		実費負担	

◆◆ 医療保険訪問看護利用料金表 ◆◆

I. 医療保険訪問看護（週3回までのご利用者）の自己負担の例
 1回の訪問時間は30分以上90分までです。

令和6年 6月1日改定

訪問 日数	管理療養費+基本療養費+24時間対応体制+情報提供費		ご利用料金負担割合(日)		
			1割	2割	3割
1	7,670+5,550+6,520+1,500	21,240	2,120	4,250	6,370
2	7,670+3,000+(5,550×2)+6,520+1,500	29,790	2,980	5,960	8,940
3	7,670+(3,000×2)+(5,550×3)+6,520+1,500	38,340	3,830	7,670	11,500
4	7,670+(3,000×3)+(5,550×4)+6,520+1,500	46,890	4,690	9,380	14,070
5	7,670+(3,000×4)+(5,550×5)+6,520+1,500	55,440	5,540	11,090	16,630
6	7,670+(3,000×5)+(5,550×6)+6,520+1,500	63,990	6,400	12,800	19,200
7	7,670+(3,000×6)+(5,550×7)+6,520+1,500	72,540	7,250	14,510	21,770
8	7,670+(3,000×7)+(5,550×8)+6,520+1,500	81,090	8,110	16,220	24,330
9	7,670+(3,000×8)+(5,550×9)+6,520+1,500	89,640	8,960	17,930	26,890
10	7,670+(3,000×9)+(5,550×10)+6,520+1,500	98,190	9,820	19,640	29,460
11	7,670+(3,000×10)+(5,550×11)+6,520+1,500	106,740	10,670	21,350	32,020
12	7,670+(3,000×11)+(5,550×12)+6,520+1,500	115,290	11,530	23,060	34,590
13	7,670+(3,000×12)+(5,550×13)+6,520+1,500	123,840	12,380	24,770	37,150
14	7,670+(3,000×13)+(5,550×14)+6,520+1,500	132,390	13,240	26,480	39,720
15	7,670+(3,000×14)+(5,550×15)+6,520+1,500	140,940	14,090	28,190	42,280

健康保険法等にて医療保険の利用者負担は、10円未満の端数は四捨五入となっています
 それぞれお持ちの保険証や医療証、等により自己負担額は変わります

II. 加算について

費 目		料 金	備 考
訪問看護管理療養費 月の初回		7,670 円	
訪問看護管理療養費 1 2 回目以降		3,000 円	同一居住者 7 割未満 イ 表 7 に掲げる疾病のもの及び別表 8 に掲げるものに対する訪問看護について相当な実績を有する。 ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち G A F 判定 40 以下の利用者が月 5 人以上
訪問看護管理療養費 2		2,500 円	同一建物居住者 7 割以上、又は 7 割未満であって上記イ、ロに該当しない
訪問看護基本療養費 (I) (イ) 週 3 回まで 週 4 回目以降 週 4 回目以降 (理学・作業療法士による場合) 複数回訪問加算 複数回訪問加算		5,550 円 6,550 円 5,550 円 4,500 円 8,000 円	(特別指示書、週 3 回の制限なしの場合 ※ 1、※ 2 の利用者) 1 日 2 回訪問の加算 1 日 3 回訪問の加算
訪問看護基本療養費 (II) 同一建物居住者への 訪問看護	イ. 同 1 日 2 人	週 3 日まで 5,500 円	週 4 日目以降 (看護師) 6,550 円 週 4 日目以降 (理学・作業療法士) 5,550 円
	ロ. 同 3 人以上	同 2,780 円	同 3,280 円
訪問看護基本療養費 (III) 試験外泊時の訪問看護		8,500 円	※1、※2 の利用者や診療に基づき試験外泊時の訪問が必要であると認められた者
訪問看護基本療養費 (I) (ハ)		12,850 円	悪性腫瘍の鎮痛療法、若しくは、化学療法を行っている利用者、真皮を超える褥瘡の状態にある療養者又は、人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚びらんについて、訪問看護ステーションの、専門の研修を受けた看護師が定期的に指定訪問看護を行うとともに、利用者にかかる計画的な管理を行った場合に月 1 回に限り加算する。
訪問看護療養費	早朝・夜間加算	2,100 円	6 時～8 時・18 時～22 時
	深夜加算	4,200 円	22 時～6 時まで
24 時間対応体制加算		6,800 円 6,520 円	24 時間対応体制における看護職員の業務負担軽減の取り組みを行っている場合 上記以外の場合
訪問看護情報提供療養費		1,500 円	
退院時共同指導加算		8,000 円	保健医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院・入所中に 1 回 (別に厚労省が定める疾病等の利用者は 2 回) 算定

特別管理指導加算		2,000円	特別管理の対象者に対して、退院時共同加算(8,000円)に特別管理指導加算(2,000円)を上乗せして算定。	
退院支援指導加算		6,000円 8,400円	※1、※2の利用者や診療に基づき退院当日の訪問が必要であると認められた者 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	
特別管理加算		5,000円 2,500円	※2の一(※2の利用者は週4日以上訪問が可能) ※2の二、三、四、五	
緊急訪問看護加算	(月14日目まで)	2,650円	診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により緊急訪問した場合の加算	
	(月15日目以降)	2,000円		
長時間訪問看護加算 (1回の訪問が90分を超えた場合)		5,200円	・人工呼吸器を装着している小児、人工呼吸器を装着していない超重症児・準超重症児は週3回まで加算 ・特別訪問看護指示書で訪問中の人、特別な管理を必要とする ※2の人で週1回算定	
複数名訪問看護加算	イ. 看護職員が看護師等と同時訪問	4,500円	週1日算定	厚生労働大臣が定める療養者に対し、他の看護職員等と同時に訪問看護を行った場合
	ロ. 看護職員が看護補助者と同時訪問	3,000円	週3日算定	
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	死亡日及び死亡14日以内に2回以上訪問看護を実施し、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行った場合	
乳幼児加算		1,300円	6歳未満の乳幼児に対し指定訪問看護を行った場合(別に厚生労働大臣が定めるものに該当する場合1800円)1日に加算する	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	電子資格確認により利用者の診療情報を取得し及び活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合月に1回加算	
精神科訪問看護基本療養費(I)		週3日まで 30分以上の場合5,550円 30分未満の場合4,250円	週4日以降 30分以上の場合6,550円 30分未満の場合5,100円	
精神科複数回訪問加算		1日2回:4,500円	1日3回以上:8,000円 医療機関が精神科在宅支援管理料を算定している場合	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一建物居住者	イ. 同1日2人	週3日目まで 基本療養費(I)と同報酬	週4日目以降 基本療養費(I)と同報酬	
	ロ. 同3人以上	30分以上の場合2,780円 30分未満の場合2,130円	30分以上の場合3,280円 30分未満の場合2,550円	

複数名精神科訪問看護加算 (他の看護職員等と同時に行う場合)	4,500円	1日に1回の場合
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	(外泊時の訪問看護) 8,500円	

※ 機能強化型訪問看護管理療養費

	イ. 機能強化型訪問看護管理療養費 1	ロ. 機能強化型訪問看護管理療養費 2	ハ. 機能強化型訪問看護管理療養費 3
月の初日の訪問の場合	13,230円	10,030円	8,700円
月の2日目以降の訪問の場合	3,000円	3,000円	3,000円
① 常勤看護職員	7人以上 (うち1人については非常勤職員を常勤換算することが可能)、看護職員6割以上	5人以上 (うち1人については非常勤職員を常勤換算することが可能)、看護職員6割以上	4人以上 看護職員6割以上
② 24時間対応体制	届出あり+休日・祝日等を含めた計画的な訪問看護の実施	届出あり+休日・祝日等を含めた計画的な訪問看護の実施	届出あり+休日・祝日等を含めた計画的な訪問看護の実施
③ ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算算定数	前年度 合計 20件以上	前年度 合計 15件以上	別表第7、別表第8、または重症な精神科疾患を有する者が常時10人以上
④ 別表第7の該当利用者数	月に10人以上	月に7人以上	
⑤ 居宅介護支援事業所の併設	同一敷地内に居宅介護支援事業所が設置され、かつ、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定以上であること		同一敷地内の医療機関以外の主治医が1割以上
⑥ 地域への活動	地域住民に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施している		退院時共同指導の実績 看護職員間の人事交流等
⑦ 専門の研修を受けた看護師の配置	専門の研修を受けた看護師が配置されていること。		

※ ベースアップ評価料加算 750円 月1回

(訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価)

* 1 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は、訪問回数制限がなく、週4日以降の訪問が可能 (特掲診療科の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者)

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度がⅡ度又は、重度のものに限る)多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質シストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群もしくは、頸髄損傷の患者又は、人工呼吸器使用を装着している患者、別表第八に定める患者

* 2 (特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる状態等にある者)

- 一. 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 二. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理

理、在宅続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者

三. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者

四. 真皮を超える褥瘡の状態にある者

五. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

Ⅲ. オプション料金

1	90分超過の訪問看護料 (長時間訪問看護加算が算定できない利用者の場合)	1,800円/30分毎
2	一日に複数回訪問が出来ない利用者に同日に2回目の訪問を行った場合や、複数回訪問が4回目になった場合	4,000円/30分毎
3	1週間に3日迄の訪問制限がある利用者に4日目の訪問を行った場合	4,000円/30分毎
4	複数回訪問や週3回までの制限がない利用者や週3日以内の訪問となる利用者が営業日以外や営業日の17時~18時までに訪問を行った場合等	1,500円/30分以下 2,500円/60分以下 3,500円/90分以下
5	エンゼルメイク料	10,000円
6	交通費 但し、営業地域外の交通費は公共交通機関同等の費用を徴収する	なし

Ⅳ. それぞれお持ちの保険証や医療証、等により自己負担額は変わります

公費医療証(障がい者・特定疾患・原爆・生保)労災、自賠責等も利用できます。

公費医療証をお持ちの方は、ご提示ください。

◆◆ 介護保険による訪問看護利用料金 ◆◆

令和6年6月1日改正

費 目	単 位 数	
	訪問看護	介護予防訪問看護
① 20分未満	314 単位	303 単位
② 30分未満	471 単位	451 単位
③ 30分以上1時間未満	823 単位	794 単位
④ 1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	1,090 単位
⑤ ターミナルケア加算	2,500 単位	
⑥ 退院時共同指導加算	600 単位	600 単位
⑦ 初回加算 I	350 単位	350 単位
初回加算 II	300 単位	300 単位
⑧ 特別管理加算	(I)500 単位/月	(I)500 単位/月
	(II)250 単位/月	(II)250 単位/月
⑨ 看護・介護職員連携加算	250 単位/月	250 単位/月
⑩ 緊急時訪問看護加算 I	600 単位/月	600 単位/月
緊急時訪問看護加算 II	574 単位/月	574 単位/月
⑪ サービス提供体制強化加算 (I)	6 単位/回	6 単位/回
サービス提供体制強化加算 (II)	3 単位/回	3 単位/回
⑫ 長時間訪問看護加算 90分以上	300 単位/回	300 単位/回
⑬ 複数名 訪問加算	複数の看護師等との訪問	30分未満：254 単位/回 30分以上：402 単位/回
	看護補助者との訪問	30分未満：201 単位/回 30分以上：317 単位/回
⑭ 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士の場合	1回(20分以上)：294 単位	1回(20分以上)：284 単位
	週6回までを限度とする	週6回までを限度とする
理学療法士等による訪問看護費	294 単位 1日に2回を超えて(3回以上)訪問看護を行う場合は1回につき90/100に相当する単位数を算定	
理学療法士等による介護予防訪問看護費	284 単位 ・1日に2回を超えて(3回以上)介護予防訪問看護を行う場合は1回につき50/100に相当する単位数を算定 ・理学療法士等による介護予防訪問看護の開始日の属する月から12月を超えて利用者に介護予防訪問看護を行った場合：1回につき5単位を減算	
⑮ 専門管理加算	250 単位	
⑯ 口腔連携加算	50 単位 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合。診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の実績がある歯科医療機関の歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	

- ① 20分未満の算定要件：●利用者に対し、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること
20分未満の算定要件：●利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること
- ⑤ ●死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。
但し、医療保険においてターミナルケアを算定する場合は算定できない。
- ⑥ ●病院、診療所又は、介護療養時保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、
主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。
●退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者は2回)に限り算定。
●医療保険で算定する場合や初回加算を算定する場合は算定できない。

- ⑦● (I) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合、
 (II) 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院、診療所等から退院した日以降に、初回の訪問看護を行った場合に算定する。
 ●退院時共同指導加算を算定する場合は算定できない。

⑧特別管理加算 ●医療保険において算定する場合は、算定できない

特別管理加算 (I) 500 単位/月	特別管理加算 (II) 250 単位/月
在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 真皮を超える褥瘡の状態 人工肛門または人工膀胱を設置している状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められている状態

- ⑨ 訪問介護事業所と連携し、特定行為業務：喀痰吸引や経管栄養が必要な利用者に関わる計画の作成や訪問介護員に対する助言など等を行い、円滑に行う為の支援を行った場合。
- ⑩ 緊急時訪問看護加算 I 利用者又はその家族等から電話などによる看護に関する意見を求められた場合常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理などの体制の整備が行われていること。
 緊急時訪問看護加算 II 利用者又はその家族等から電話などによる看護に関する意見を求められた場合常時対応できる体制にあること。
- ⑪ (I) ①看護師ごとに研修計画作成と実施、②利用者の情報、サービス提供の留意事項、伝達、技術指導を目的とした会議を定期的実施、③職員の健康診断の実施、④看護師のうち勤続7年以上のものが30%以上
 (II) ①②③ 看護師のうち勤続3年以上のものが30%以上
- ⑭●理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成することとする。
 ●訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとする。

※集合住宅に居住する利用者への訪問看護が20人/月以上に対しては上記額の90/100の算定
 ※看護体制強化加算：300単位/月 事業所が要件を満たし、届出を行った場合 算定
 ※⑤、⑧、⑩、⑪、看護体制強化加算は区分支給限度基準額の算定対象外

- ※ ①訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている。
 ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない
 ①、②のいずれかに該当する場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合1回につき8単位を減算する。
 介護予防訪問看護については、①、②のいずれかを算定している場合、12か月を超えて行う場合、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は1回につき5単位を所定単位数から減算し、算定していない場合8単位の減算。①②を算定していない場合、8単位減算。12か月を超えて訪問を行う場合は更に15単位を減算する
- ⑮ 都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定単位数に加算する

訪問看護事業者賠償責任保険

保険の概要

加入者対象事業者	介護保険法、老人保険法、健康保険法及びその他医療保険に規定される訪問看護事業
被 保 険 者	訪問看護ステーション「こが」の訪問看護事業者及びその業務従事者
対 象 サ ー ビ ス	訪問看護事業

保険のお支払いの対象となる事故

- ・ 業務遂行中の事故
- ・ 施設の所有・使用・管理に起因する事故
- ・ 業務の結果に起因する事故
- ・ 人格権の侵害
- ・ 管理している利用者の財物に関する事故（紛失を除く）
- ・ 預かった現金に対する事故

補償内容

補 償 内 容	お 支 払 い 限 度 額	
対人・人格権侵害共通	1名・1事故	1億5,000万円
医療行為に起因する事故は保険期間中		4億5,000万円
対 物	1事故につき	1,000万円
管理受託物	1事故(保険期間中)	100万円
内 現金	1事故	10万円
初期対応費用	1事故(保険期間中)	500万円
内 見舞金、 見舞品	1事故	10万円

個人情報開示同意書

令和 年 月 日

訪問看護事業者番号 4060790005
福岡県看護協会
訪問看護ステーション「こが」様

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____

家族氏名 _____

介護保険によるサービス担当者会議や必要な医療機関等において、私および家族の個人情報を利用することに同意いたします。

提供先：主治医 保険者 病院関係者 関連事業者 国保連 等

個人情報の記録

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 介護保険情報 | 保険情報 |
| 2. 基本情報 | |
| 3. 居宅サービス計画書（1） | 訪問看護指示書 特別指示書 |
| 4. 居宅サービス計画書（2） | 訪問看護計画書 報告書 |
| 5. 週間サービス計画書 | サービス担当者会議の記録 |
| 6. サービス利用表・別表 | サマリー |
| 7. 医師の意見書 | |
| 8. 認定調査票 | |
| 9. 訪問看護要約 | |

家族の情報

1. 住所、氏名、年齢、性別、連絡先等

- ※ ●災害時や急用で、担当者が事業所から掛けられずに、出先や自宅から利用者宅に電話を掛けることがありますのでご了承下さい。
●個人の電話機を使用する場合は、非通知発信をしますのでご了承下さい。

利用者に代わって判断を行う人の同意書

サービスの提供を行うにあたり、ご利用様が自らの意思を表明することが困難な状況であるため、または、ご利用様が自らの意思を表明することが困難な状況になられた場合に、当事業所からサービスに関する判断をお願いする際、ご利用様に代わり判断を行っていただける方をお申し出願います。

利用者 _____ に代わり、私がサービスに関する判断を行います

住所 _____

氏名 _____ (_____)

<利用者同意欄>

私が、サービスに関する判断が困難になった場合には、上記の者が判断を行うことに同意します。

住所 _____

氏名 _____

令和 年 月 日

前記重要事項について説明をいたしました。

事業者名 福岡県看護協会 訪問看護ステーション「こが」

事業所番号 4060790005

住 所 福岡県古賀市庄205番地 古賀市保健福祉総合センター内

管理者氏名 吉田 由美子

説明者氏名

上記内容の説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

利用者名

(代理人氏名)

家族氏名

※代理人とは、他人に代わって意思表示をなし、また意思表示を受ける権限を有する人。
利用者本人の意思を尊重し、本人の捺印が重要であるが、本人の判断能力が不十分な場合、代理人を置くこととなる。